

平成25年第4回砂川市議会定例会

平成25年12月9日（月曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 議事日程報告
- 議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 25年 3定 平成24年度砂川市一般会計決算の認定を定めることについて
議案第 8号 て
- 25年 3定 平成24年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求め
議案第 9号 ることについて
- 25年 3定 平成24年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求め
議案第10号 ことについて
- 25年 3定 平成24年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求め
議案第11号 とについて
- 25年 3定 平成24年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求
議案第12号 めることについて
- 25年 3定 平成24年度砂川市病院事業会計決算の認定を定めること
議案第13号 について
- 日程第 6 議案第 2号 砂川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条
例の制定について
- 議案第 5号 砂川市空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 議案第12号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 議案第 3号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定に
ついて
- 議案第 4号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制
定について
- 議案第 7号 砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例の制定
について

- 議案第 9号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 砂川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 議案第15号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第 8号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 議案第13号 砂川市立病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例の制定
について
- 議案第 1号 平成25年度砂川市一般会計補正予算
[予算審査特別委員会]

散会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員指名

辻 勲議員

増山 裕司議員

議事日程報告

議長諸般報告

日程第 2 会期の決定

自 12月 9日
至 12月11日 3日間

日程第 3 主要行政報告

日程第 4 教育行政報告

日程第 5 25年 3定 平成24年度砂川市一般会計決算の認定を定めることにつ
議案第 8号 て

25年 3定 平成24年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求め
議案第 9号 ることについて

25年 3定 平成24年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求め
議案第10号 ことについて

25年 3定 平成24年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求め
議案第11号 とについて

- 25年 3定 平成24年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求
 議案第12号 めることについて
- 25年 3定 平成24年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めること
 議案第13号 ついて
- 日程第 6 議案第 2号 砂川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条
 例の制定について
- 議案第 5号 砂川市空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 議案第12号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 の制定について
- 議案第 3号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定に
 ついて
- 議案第 4号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制
 定について
- 議案第 7号 砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例の制定
 について
- 議案第 9号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 砂川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
 条例の制定について
- 議案第15号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定につ
 いて
- 議案第 8号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定
 について
- 議案第13号 砂川市立病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例の制定
 について
- 議案第 1号 平成25年度砂川市一般会計補正予算
 [予算審査特別委員会]

○出席議員（13名）

議 長 東 英 男 君	副議長 飯 澤 明 彦 君
議 員 一ノ瀬 弘 昭 君	議 員 増 山 裕 司 君
増 井 浩 一 君	水 島 美 喜 子 君
多比良 和 伸 君	土 田 政 己 君

小 黒 弘 君
尾 崎 静 夫 君
辻 勲 君

北 谷 文 夫 君
沢 田 広 志 君

○欠席議員（1名）

議 員 増 田 吉 章 君

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会委員長	中 村 吉 宏
砂 川 市 監 査 委 員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
市 立 病 院 長	小 熊 豊
総 務 部 長 兼 会 計 管 理 者	湯 浅 克 己
市 民 部 長	高 橋 豊
経 済 部 長	佐 藤 進
経 済 部 審 議 監	田 伏 清 巳
建 設 部 長	金 田 芳 一
建 設 部 審 議 監	古 木 信 繁
建 設 部 技 監	山 梨 政 己
市 立 病 院 事 務 局 長	小 俣 憲 治
市 立 病 院 事 務 局 審 議 監	氏 家 実
総 務 課 長	安 田 貢
政 策 調 整 課 長	熊 崎 一 弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長	井 上 克 也
教 育 次 長	和 泉 肇

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長	中 出 利 明
---------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長 湯 浅 克 己

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長 佐 藤 進

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長 河 端 一 寿

事 務 局 次 長 高 橋 伸 二

事 務 局 主 幹 佐 々 木 純 人

事 務 局 係 長 杉 村 有 美

○議長 東 英男君 おはようございます。開会前に、10月1日付で中村吉宏氏が砂川市教育委員会委員長に就任され、今定例会から説明員として出席しておりますので、ご紹介をし、ご挨拶をいただきたいと思ひます。

〔教育委員長挨拶〕

開会 午前10時01分

◎開会宣告

○議長 東 英男君 ただいまから平成25年第4回砂川市議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長 東 英男君 本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の届け出のあつた方を事務局長に報告させます。

事務局長。

○議会事務局長 河端一寿君 本日の会議に欠席と届け出のありました議員は、増田吉章議員であります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 東 英男君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員には、会議規則第78条の規定により、辻勲議員及び増山裕司議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長の諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 東 英男君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から12月11日までの3日間にしたいと思ひます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は3日間と決定いたしました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 東 英男君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

2ページ、総務部市長公室課の関係では、2点目の市長と“すながわ”を語ろうについ

て、10月2日、地域交流センターゆうにおいて「施設見学会」の参加者21人と意見交換を行ったところであります。

次に、4点目の砂川市町内会連合会との懇談会について、11月12日、砂川市町内会連合会役員と理事者及び各部長との懇談会を開催し、市に対する要望について意見交換を行ったところであります。

次に、6点目の砂川市政功労表彰式について、11月3日、地域交流センターゆうにおいて、市政功労者1名、貢献者3名、善行者1名の表彰及び永住功労者100名、高額寄附者8名に対し感謝状の贈呈を行ったところであります。

次に、3ページ、7点目の市民活動等入門講座について、9月12日、19日、26日の3日間、地域交流センターゆうにおいて、市民活動団体等の活動を担っていく人材の育成と確保を目的に、市民活動、地域活動、まちづくりに関心、興味をお持ちの方々を対象に全3回の「市民活動等入門講座」を開催いたしました。講座では講師からの講話のほか、まちづくりをテーマにワークショップを実施し、受講者42人、延べ115人の参加があったところであります。

次に、8点目の協働のまちづくり懇談会について、11月27日、市民活動等入門講座の受講者16人と講座のワークショップで議論した「市民自らが運営する砂川第2市役所の新サービスとその実現に向けた施策」をテーマに、市民が求めているサービスやまちづくりについて懇談したところであります。

次に、9点目の砂川市地域防災訓練の実施について、9月29日、中央小学校において、大地震が発生したことを想定した地域防災訓練を開催し、消防・警察・陸上自衛隊滝川駐屯地・中央小学校を避難所として指定している町内会に協力を要請し、147人が参加したところであります。当日は、初期消火訓練・救急訓練・簡易居住場所づくり訓練・救援物資配布訓練等を実施したところであります。

次に、4ページ、政策調整課の関係では、3点目の砂川市地域公共交通会議について、11月29日、平成25年度第4回会議を開催し、平成25年度砂川市地域公共交通会議補正予算（案）、各種調査の結果、2月実証調査運行について協議し、承認されたところであります。

次に、4点目の国の補正予算に伴う地域の元気臨時交付金について、10月28日、国の平成24年度補正予算において、地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、地域の元気臨時交付金が創設されたことに伴い、本交付金を活用するため実施計画を策定し、空知総合振興局を通じて内閣総理大臣に提出したところであります。

次に、5ページ、市民部市民生活課の関係では、3点目の戸籍の電算化について、9月30日、芦別市役所において、中空知広域市町村圏組合を構成する5市5町の首長が集まり、共同戸籍管理システムの稼働式を行ったところであります。

次に、7ページ、10点目の防犯灯LED化事業について、11月8日、市内に設置し

ている防犯灯のLED化事業が完了し、1,401基全ての防犯灯がLED化されたところでもあります。

次に、8ページ、社会福祉課の関係では、1点目の民生児童委員・主任児童委員に対する委嘱書の交付について、11月29日、一斉改選に伴い、民生児童委員53名、主任児童委員3名に対し12月1日付で委嘱書の交付を行い、また今期で退任される民生児童委員4名、主任児童委員2名に対し感謝状の贈呈を行ったところでもあります。

次に、12ページ、経済部商工労働観光課の関係では、6点目の商業街路灯建てかえ事業について、11月25日、市内7商店会で実施していた商業街路灯建てかえ事業が完了し、111基全ての街路灯がLED化されたところでもあります。

次に、17ページ、建設部建築住宅課の関係では、7点目のすながわハートフル住まいる助成金について、各事業の8月から10月までの交付件数及び交付金額は、(1)、永く住まいる住宅改修助成事業は14件、292万7,000円、(2)、まちなか住まいる等住宅建設又は購入助成事業は8件、516万3,000円、(3)、高齢者等安心住まいる住宅改修助成事業は3件、60万円をそれぞれ交付したところでもあります。

次に、8点目の老朽住宅除却費助成事業について、8月から10月までの交付件数は1件、交付金額は11万8,000円を交付したところでもあります。

次に、9点目の住宅用太陽光発電システム導入費助成事業について、8月から10月までの交付件数は4件、交付金額は42万7,000円を交付したところでもあります。

次に、18ページ、市立病院の関係では、2点目の病院祭について、9月15日、地域住民との触れ合いを深め信頼され期待される病院を目指すため、第3回病院祭を開催いたしました。病院祭では、講演会、演奏会、映画上映会、餅つきなどのイベントやことし8月にオープンしたまちなか集客施設「SUBACO」の地域おこし協力隊員による木の工作コーナーやボランティアラーメンコーナーなどを実施し、約1,000人が来場したところでもあります。

次に、3点目の外来待ち時間対策について、10月7日、外来待ち時間の有効活用を目的とした専用端末による「順番検索」、携帯電話・スマートフォンからの「メール呼出」及び「診療待ち状況確認」のサービスを開始したところでもあります。

次に、4点目のドクターカーについて、12月2日、救急患者の救命率向上を目的とし、緊急薬剤や医療材料を搭載し、医師、看護師を乗せて救急現場等に向かい医療行為を行うドクターカーの運行を開始したところでもあります。

以上を申し上げます、主要行政報告といたします。

◎日程第4 教育行政報告

○議長 東 英男君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 井上克也君（登壇） 前回定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。1点目の砂川小学校公開研究会の開催についてであります。11月8日、学校課題の解決と児童・生徒への指導力の向上を目指して、公開研究会を砂川小学校において開催いたしました。研究主題を「児童一人ひとりの『確かな学力』の向上をめざして」とし、副題を「基礎・基本を定着させる学習指導と集団を育てる学級指導を通して」としたこの公開研究会には、管内から約120名の教師、関係者が参加し、公開授業と分科会で熱心な研究・討議が行われました。

2点目の各種行事の開催についての（1）、小・中・高等学校合同音楽会であります。10月25日、児童生徒が発表の場を通して交流し、情操の涵養と芸術・文化への理解・関心が高められるようにと、第55回小・中・高等学校合同音楽会を地域交流センターゆうで開催いたしました。市内小中高等学校の児童生徒507人が合唱・合奏・吹奏楽で出演いたしました。

（2）、砂川市書道美術作品展であります。11月1日から11月14日まで、地域交流センターゆうで砂川市書道美術作品展を開催いたしました。展示作品は、市内の幼稚園、小学校、中学校から出展され、絵画が325点、書道252点、篆刻15点の合計592点でありました。

2ページをごらんいただきます。社会教育課所管について申し上げます。1点目の生涯学習市民の集い「いってみよう！やってみよう！2013」についてであります。9月28日、公民館において、市民など350名の参加を得て開催いたしました。当日は、社会教育委員の会議が生涯学習市民の集い実行委員会を組織し、北海道三井化学、三共建具工業、北海道新聞社滝川支局、公民館グループ・サークル、近隣市町村のALTなどの協力を得て実施いたしました。参加者は、スライムづくり、木工、新聞記者体験、絵手紙、英語で遊ぼうなど多彩な体験活動を行いました。

2点目の秋のあいさつ運動強調週間についてであります。5月に実施された「春のあいさつ運動強調週間」に続き、10月1日から4日まで、市内小中高校、PTA、町内会、老人クラブ、ボランティアなど市内59団体、延べ2,137名の参加を得て実施いたしました。あいさつ運動は、学校・家庭・地域が協力し心豊かな子供の育成に努めることを目的として、平成12年にスタートいたしました。春と秋にそれぞれ4日間の強調週間を設定して、毎年延べ4,000名前後の市民が子供の登校にあわせて市内各所で挨拶を交わしており、本年度は春秋合わせて4,140名の参加がありました。

4点目のジャリン子ハロウィーンについてであります。10月26日、地域交流センターゆうなどにおいて、約320名の市民や協力者の参加を得て開催いたしました。当日は、すながわスイートロード協議会、砂川商店会連合会、砂川ロータリークラブ、国際交流ふれあい委員会、ゆうゆうクラブ、砂川市子ども会育成団体連絡協議会、NPO法人ゆ

うが実行委員会を組織し、砂川高校ESS部と砂川市近隣のALT10名の協力を得て、ハロウィーンの帽子・マントの衣装作製、商店街でのスタンプラリー、ファッションショーなどを実施いたしました。

5点目の砂川市青少年健全育成市民のつどい及び砂川市PTA連合会研究大会についてありますが、11月7日、公民館において、砂川市青少年問題協議会と砂川市PTA連合会の主催により、市民80名の参加を得て開催いたしました。当日は、砂川市善行青年として「砂川高校野球部」の表彰を行った後、「子どものコミュニケーション能力を伸ばすために」と題して、フリーアナウンサー、鶴羽佳子氏の講演を実施いたしました。

6点目の百人一首まつりについてありますが、11月23日、公民館において、百人一首まつり実行委員会の主催により、市民120名の参加を得て開催いたしました。この事業は、本年度から国の委託事業「公民館を中心とした社会教育活性化支援プログラム」として実施するもので、当日は大人（上級・初級）と子供の部に分かれて行う百人一首大会と百人一首の楽しさに触れてもらう体験活動などが行われました。

続きまして、公民館所管について申し上げます。2点目の第46回砂川市民文化祭についてありますが、本年度の市民文化祭は、前夜祭として「ボニージャックス結成55周年記念コンサート」を10月17日に地域交流センターゆうを会場として、芸能部門を19、20日に地域交流センターゆうを会場として、文芸展示部門を25日から27日までの3日間公民館を会場としてそれぞれ開催いたしました。文化祭への参加状況につきましては、前夜祭の来場者数は約340名、芸能部門で発表者32団体445名・鑑賞者延べ1,075名、文芸展示部門で出展者42団体463名・鑑賞者延べ840名となりました。

次に、図書館所管について申し上げます。1点目の図書館リサイクル市についてありますが、10月6日、公民館において、図書館で不要となった本を市民に提供し、再活用していただくため開催いたしました。当日は、192名の来場があり、用意していた約3,000冊のうち、1,511冊を市民の皆さんに提供いたしました。

続きまして、スポーツ振興課所管について申し上げます。5ページをごらんいただきます。2点目のはまなす国体開催記念・北海道中学生剣道錬成大会についてありますが、9月29日、総合体育館において第24回大会が開催され、本市の錬心館（女子）が見事優勝いたしました。当日は、全道各地から137チーム、選手767名の参加があり、役員や観客を含めて来館者は1,416名でありました。

最後に、学校給食センター所管について申し上げます。1点目の学校給食試食会の開催についてありますが、10月25日、学校給食センターにおいて、砂川市内の児童生徒に提供している学校給食についての理解を深めていただくため、学校給食試食会を開催いたしました。参加者は、13名でありました。

以上を申し上げまして、教育行政報告とさせていただきます。

- ◎日程第5 25年3定議案第8号 平成24年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて
- 25年3定議案第9号 平成24年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて
- 25年3定議案第10号 平成24年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて
- 25年3定議案第11号 平成24年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて
- 25年3定議案第12号 平成24年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて
- 25年3定議案第13号 平成24年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることについて

○議長 東 英男君 日程第5、25年第3回定例会議案第8号 平成24年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて、議案第9号 平成24年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第10号 平成24年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて、議案第11号 平成24年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第12号 平成24年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて、議案第13号 平成24年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることについての6件を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長 土田政己君 (登壇) おはようございます。平成25年第3回市議会定例会において決算審査特別委員会に付託されました議案第8号から議案第13号までの平成24年度一般会計、特別会計並びに事業会計の決算について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

9月11日に委員会を開催し、委員長に私土田、副委員長に多比良和伸委員が選出され、10月30日に委員会を開催し、付託されました6会計の決算について慎重に審査し、議案第8号から第13号まで簡易による採決の結果、各会計いずれも原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 東 英男君 これより決算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで決算審査特別委員長の報告に対する一括質疑を終わります。

これより25年第3回定例会議案第8号から第13号までの討論に入ります。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第8号から13号までを一括採決します。

本案を、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、決算審査特別委員長の報告のとおり認定されました。

- ◎日程第6
- 議案第 2号 砂川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
 - 議案第 5号 砂川市空き家等の適正管理に関する条例の制定について
 - 議案第12号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 3号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について
 - 議案第 4号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
 - 議案第 7号 砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 9号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第11号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第14号 砂川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第15号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 6号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 8号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第10号 砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第13号 砂川市立病院診療費等徴収条例の一部を改正する条

例の制定について

議案第1号 平成25年度砂川市一般会計補正予算

○議長 東 英男君 日程第6、議案第2号 砂川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、議案第5号 砂川市空き家等の適正管理に関する条例の制定について、議案第12号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について、議案第4号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、議案第7号 砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 砂川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 砂川市立病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成25年度砂川市一般会計補正予算の15件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 私から議案第2号、議案第7号、議案第9号、議案第11号につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第2号 砂川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてご説明を申し上げます。

制定の理由であります。地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

このことについて若干説明を加えさせていただきますが、地方自治法において会計年度独立の原則の例外的な規定として、複数年度における契約の締結を可能とする長期継続契約について定められておりますが、地方自治体が物品の借り入れ、または役務の提供を受ける契約を長期継続契約として適用させる場合には必要な事項を条例で定めるとされていることから、本市における契約事務の一層の合理化、効率化などを推進するため、条例を制定するものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと思います。砂川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例についてご説明を申し上げます。

第1条は、趣旨の定めであり、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長

期継続契約を締結することができる契約を定めるものであります。

第2条は、長期継続契約を締結することができる契約の定めであり、第1号は物品を借り入れる契約であって、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるものの、第2号は経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約であって、毎年度当初から役務の提供を受ける必要があるため、複数年度にわたり契約を締結することを要するものとするものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第7号 砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行による消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、砂川市地域交流センター条例等の一部を改正しようとするものであります。

本条例改正は、消費税及び地方消費税の税率が5%から8%へ引き上げられることに伴い、公共料金等の改定について税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本とするとの考え方を踏まえ、消費税等の引き上げ分について改正するものであります。改正に当たりましては、非課税とされているものを除き、それぞれの条例ごとに円単位または10円単位で端数処理を行ったところであり、少額のものにつきましては変更とならないものであるところがあります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては15ページ、議案第7号 附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市地域交流センター条例の一部改正であります。別表1及び別表2の表の部分を改めるもので、利用料金に消費税等の税率改正分を上乗せするものであり、10円未満を四捨五入し、10円単位で単価を設定しており、少額のものとは変更とならないものであります。

18ページをお開き願います。第2条は、砂川市ふるさと活性化プラザ条例の一部改正であります。別表第1及び別表第2の表の部分を改めるもので、利用料金に消費税等の税率改正分を上乗せするものであり、円未満を四捨五入し、円単位で単価を設定しているものであります。

19ページ、第3条は、砂川ヘリポート条例の一部改正であります。別表第1及び別表第2を改めるもので、使用料に消費税等の税率改正分を上乗せするものであり、円未満を

四捨五入し、円単位で単価を設定しているものであります。

21ページ、第4条は、砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部改正であります。本文中の率を改正するものであり、第2条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改めるものであります。

22ページをお開き願います。第5条は、砂川市個別排水処理施設条例の一部改正であります。別表第1の表の部分を改めるもので、使用料に消費税等の税率改正分を上乗せするものであり、円未満を四捨五入し、円単位で単価を設定しているものであります。

23ページ、第6条は、砂川市農業委員会事務処理手数料条例の一部改正であります。別表を改めるもので、現況証明書、現況証明書再交付につきましては非課税となっていることから、非課税部分を除き、手数料に消費税等の税率改正分を上乗せするものであり、10円未満を四捨五入し、10円単位で単価を設定しているものであります。

24ページをお開き願います。第7条は、砂川市北吉野コミュニティセンター条例の一部改正であります。別表中「410円」を「420円」に改めるもので、消費税等の税率改正分を上乗せするものであり、10円未満を四捨五入し、10円単位で単価を設定しているものであります。

25ページ、第8条は、砂川市道路占用料徴収条例の一部改正であります。本文中の率を改正するものであり、第2条中「100分の105」を「100分の108」に改めるものであります。

26ページをお開き願います。第9条は、砂川市都市公園条例の一部改正であります。別表第2の表の部分を改めるもので、使用料に消費税等の税率改正分を上乗せするものであり、円未満を四捨五入し、円単位で単価を設定しており、少額のものの変更とならないものであります。

27ページ、第10条は、砂川市水道料金助成条例の一部改正であります。別表の表の部分を改めるもので、助成金に消費税等の税率改正分を上乗せするものであり、円未満を四捨五入し、円単位で単価を設定しているものであります。

28ページをお開き願います。第11条は、砂川市下水道条例の一部改正であります。別表第3を改めるもので、使用料に消費税等の税率改正分を上乗せするものであり、円未満を四捨五入し、円単位で単価を設定しており、少額のものの変更とならないものであります。

30ページをお開き願います。第12条は、砂川市普通河川管理条例の一部改正であります。本文中の率を改正するものであり、第21条中「100分の105」を「100分の108」に改めるものであります。

31ページ、第13条は、砂川市立学校施設使用条例の一部改正であります。別表を改めるもので、使用料に消費税等の税率改正分を上乗せするものであり、10円未満を四捨五入し、10円単位で単価を設定しており、少額のものの変更とならないものであります。

32ページをお開き願います。第14条は、砂川市公民館条例の一部改正であります。別表の表の部分改めるもので、使用料に消費税等の税率改正分を上乗せするものであり、10円未満を四捨五入し、10円単位で単価を設定しているものであります。

33ページ、第15条は、砂川市体育施設条例の一部改正であります。別表第3、砂川市弓道場使用料、別表第4、砂川市営野球場使用料、別表第5、砂川市営テニスコート使用料、別表第6、砂川市営陸上競技場使用料の表の部分改めるもので、使用料に消費税等の税率改正分を上乗せするものであり、円未満を四捨五入し、円単位で単価を設定しているものであります。

なお、砂川市体育施設条例のうち別表第1、砂川市総合体育館使用料及び別表第2、砂川海洋センター使用料につきましては、総合体育館の耐震化や照明のLED化など改修事業の実施に伴い、それぞれの施設の使用料の見直しを予定していることから、本条例での改正は行わないものであります。

附則として、第1項は、この条例の施行期日の定めであり、平成26年4月1日から施行するものであります。

第2項は、料金の適用に関する経過措置の定めであり、第5条、第10条及び第11条の改正規定において、この条例の施行日前から継続し、平成26年4月30日までの間に確定する料金については、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第9号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、市立病院の経営形態の変更及び地方公務員法に規定する均衡の原則及び情勢適応の原則に基づき、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては11ページ、議案第9号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市職員諸給与条例の一部改正であり、第4条第5項中「前項の規定により職員」の次に「(次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同条第6項を「55歳を超える職員の第4項の規定による昇給は、その者の勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする」に改めるものであります。これは、50歳代後半層における官民の給与較差を解消するための人事院勧告を尊重した改正であり、現行55歳を超える職員で勤務成績が標準である者の昇格号俸、2号俸をゼロ号俸として昇給を停止するものであります。

第2条は、砂川市職員諸給与条例の一部改正であり、第1条の3第2項第1号中「並び

に砂川市立病院交友会」を削り、第3条第3号及び第4号、第14条第1号から第4号まで、同条第9号から第12号まで、第18条から第20条の3まで、第20条の14及び第20条の15、第20条の18及び第20条の19をそれぞれ削除し、第27条第1項を削り、同条第2項中「前項の適用を受ける職員以外の」を削り、同項を同条第1項として、第42条中「市立病院の部局」を削るものであります。これらの改正は、市立病院の経営形態の変更に伴うものであります。

次に、4ページに戻っていただきたいと存じます。4ページから10ページまで第3条関係の別表第2及び別表第5を掲載しております。別表第2につきましては、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢の段階的な引き上げに伴い、雇用と年金の接続を図るため、定年退職した職員が再任用を希望した場合再任用するものとしたことから、6ページの最下段のとおり再任用職員の給料月額を6級及び7級を加えるものであります。

別表第5につきましては、市立病院の経営形態の変更に伴い、医療職給料表(3)表において対象職種として6級及び7級が存在しなくなるため削除するものであり、別表第3、医療職給料表(1)表及び別表第4、医療職給料表(2)表につきましても市立病院の経営形態の変更に伴い対象職種が存在しなくなるため削除するものであります。

15ページをお開きいただきたいと存じます。附則として、第1項は、施行期日の定めであり、この条例は、平成26年1月1日から施行するものであり、ただし、第2条及び附則第2項の規定は平成26年4月1日から施行するものであります。

第2項は、平成18年条例第10号で制定した砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであり、附則第5項について、施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に満たないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を、平成26年度は差額に相当する額の3分の2を、平成27年度は差額に相当する額の3分の1を乗じて得た額を給料として支給するものであります。これは、国家公務員の給与に地域給を導入したことにより、給料表の水準が引き下げられた際の現給保障について、50歳代後半層における官民の給与較差を解消するための人事院勧告を尊重し、改正するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第11号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、地方税法の一部改正及び地方税法施行令の一部改正に伴い、公的年金に係る特別徴収制度の見直し、金融所得課税の一体化の見直しが行われることなどから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市税条例の一部を改正する条例であります。改正の主な内容につきましては7ページ、議案第11号附属説明資料

によりご説明を申し上げます。附属説明資料、市税条例の改正要旨の表の構成につきましては、左から改正条項、改正項目、改正の内容、適用年月日となっております。

第47条の2第1項の改正は、公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収の定めであり、公的年金から個人市民税を特別徴収されている方が市外に転出した場合、現行は特別徴収から納付書で納める普通徴収に切りかえるところですが、改正後は引き続き特別徴収を継続することによる改正規定であります。

第47条の5第1項の改正は、年金所得に係る仮特別徴収税額等の定めで、個人市民税において公的年金の支払いをする際に徴収する4月から9月までの仮特別徴収税額について、現行は前年度の本徴収額となっていることから、年税額が前年から大きく変動した場合に仮徴収額と本徴収額に乖離が生じ、一旦乖離が生じると翌年度以降も乖離が解消されない状況から、年税額が変動した場合にも平準化が図れるように、仮特別徴収税額を前年度分の年税額の2分の1に相当する額にする改正規定であります。

附則第7条の4の改正は、寄附金税額控除における特例控除額の特例の定めで、株式等の譲渡所得等に係る分離課税について一般株式等と上場株式等の別々の分離課税制度としたことから、特例控除額を算出するための寄附金額に対する割合に上場株式等所得を追加する改正規定であります。

附則第16条の3第1項、第2項、第3項の改正は、上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例の定めで、金融所得課税の一体化を推進することから、上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例に特定公社債の利子所得を追加し、申告分離課税及び損益通算を可能とする改正規定であります。

附則第19条第1項、第2項の改正は、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例の定めで、株式等の譲渡所得等に係る分離課税を一般株式等と上場株式等に区分し、一般株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例を整備する改正規定であります。

旧附則第19条の2の改正は、特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の定めで、今回総務省の通知により、単に課税標準の計算の細目を定めるものについては条例の性格を踏まえ、削除することが望ましいとのことから、削除するものであります。

附則第19条の2の改正は、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例の定めで、附則第19条の改正同様、上場株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例を整備する改正規定であります。

8ページをお開き願います。附則第19条の3、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例の定め、附則第19条の4、特定講座を有する場合の市民税の所得計算の特例の定め、附則第19条の5、源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算の特例の定め、附則第19条の6、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰り越し控除の定め、附則第20条、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰り越し控

除等及び譲渡所得等の課税の特例の定め、附則第20条の3、先物取引の差金等決済に係る損失の繰り越し控除の定め等の改正は、単に課税標準の計算の細目を定める規定であることから、規定を削除するものであります。

附則第20条の4第5項の改正は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例の定めで、条約適用配当等に係る市民税の課税の特例に特定公社債の利子所得を追加する改正規定であります。

附則第20条の5の改正は、保険料に係る個人の市民税の課税の特例の定めで、単に課税標準の計算の細目を定める規定であることから、規定を削除するものであります。

9ページ、附則第28条の改正は、上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例の定めで、所得割額の算定に当たり課税標準となる金額に特定公社債の利子所得が追加されたことによる改正規定であります。

附則第31条の改正は、株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の定めで、市民税の改正同様、課税標準について一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例を整備する改正規定であります。

旧附則第32条の改正は、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰り越し控除に係る国民健康保険税の課税の特例の定めで、単に課税標準の計算の細目を定める規定であることから、規定を削除するものであります。

附則第32条の改正は、上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の定めで、課税標準について上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例を整備する改正規定であります。

旧附則第33条、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰り越し控除に係る国民健康保険税の課税の特例の定め、旧附則第34条、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰り越し控除等に係る国民健康保険税の課税の特例の定め等の改正は、単に課税標準の計算の細目を定める規定であることから、規定を削除するものであります。

10ページをお開き願います。附則第33条の改正は、先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の定めで、条文削除による条の移動であります。

旧附則第36条の改正は、先物取引の差金等決済に係る損失の繰り越し控除に係る国民健康保険税の課税の特例の定めであり、単に課税標準の計算の細目を定める規定であることから、規定を削除するものであります。

附則第34条、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の定め、附則第35条、条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例の定め等の改正は、条文削除による条の移動であります。

附則第36条の改正は、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の定めであり、課税標準となる金額に特定公社債の利子等が追加されたことによる改正及び条文削除による条の移動であります。

附則第40条の改正は、国民健康保険税の東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の定めであり、単に課税標準の計算の細目を定める規定であることから、規定を削除するものであります。

次に、4ページに戻っていただきたいと存じます。改正附則についてであります。第1条は、施行期日の定めであり、この条例は、平成28年1月1日から施行するものであります。ただし、第1号に定めるものは平成28年10月1日から、第2号に定めるものは平成29年1月1日から施行するものであります。

第2条は、市民税に関する経過措置の定めであり、第3条は国民健康保険税に関する経過措置の定めであります。それぞれの改正に関する部分は、特段の定めがあるものを除き、平成29年度以後から適用するもので、平成28年度分まではなお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 東 英男君 提案説明は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時02分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

提案者の説明を求めます。

建設部技監。

○建設部技監 山梨政己君（登壇） 私から議案第5号、第15号について説明いたします。

初めに、議案第5号 砂川市空き家等の適正管理に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由は、空き家等の適正管理に関し所有者等の責務を明らかにするとともに、管理不全な状態にある空き家等の対策に必要な事項を定めることにより空き家等による事故、犯罪及び火災等を防止し、市民の安全で安心な暮らしの確保及び生活環境の保全を図るため、本条例を制定しようとするものであります。

前段、条例制定に至った経緯をご説明申し上げます。そもそも民間の空き家は、砂川市の管理権限の及ばない財産であります。しかし、空き家にまつわる問題は、所有者の所在が不明、死亡に伴い相続人が不明、管理者が積極的な管理の意思がないことなどから管理不全な状態になり、空き家の倒壊や建材の飛散のおそれがあるなど、市民の生命、身体及び財産を保護すべき立場から市が何らかの関与をする事案が多い状況になっております。これまでも市として建築基準法や災害対策基本法などの現行法による対応を行うものの、より迅速な対応をするため本条例を制定し、掲げる目的を達成しようとするものであります。なお、対策には管理不全な空き家等の実態把握、立入調査、指導、助言、勧告、さら

に措置命令といった行政処分を行うものであります。

次ページをお開き願います。砂川市空き家等の適正管理に関する条例についてご説明申し上げます。

第1条は、目的の定めであり、空き家等の適正管理に関し、所有者等の責務を明らかにするとともに、管理不全な状態にある空き家等による事故、犯罪及び火災等を防止し、市民の安全で安心な暮らしの確保及び生活環境の保全を図ることを目的とするものであります。

第2条は、定義の定めであり、「空き家等」を建物または附帯する工作物で常時無人の状態にあるものとし、「管理不全な状態」を老朽化等の事由により倒壊や建築材の飛散、剥落などで人の生命、身体もしくは財産に害を及ぼすおそれ、または不特定者の侵入による犯罪、火災等を誘発するおそれのある状態と定め、「所有者等」、「市民等」について定義するものであります。

第3条は、民事による解決との関係の定めであり、問題となる事柄について、当事者間での民事による解決を図ることを妨げるものではないと定めるものであります。

第4条は、所有者等の責務の定めであり、所有者等は空き家等について常に適正な管理を行わなければならないと定めるものであります。

第5条は、情報提供の定めであり、市民等は管理不全な空き家等の情報を提供するものと定めるものであります。

第6条は、把握及び調査の定めであり、管理不全な状態にある空き家等の実態把握と情報提供があったときの立入調査や調査における身分証明書の携帯等について定めるものであります。

3ページになります。第7条は、助言または指導の定めであり、管理不全な空き家等の所有者等に対し必要な措置について助言または指導を行うことができると定めるものであります。

第8条は、勧告の定めであり、第7条の指導に従わないときは履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができるものと定めるものであります。

第9条は、命令の定めであり、第8条の勧告に応じないときは履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう命令することができるものと定めるものであります。

第10条は、公表の定めであり、第9条の命令に従わないときは対象となる事項について公表することができるとし、公表にかかわる手続を定めるものであります。

第11条は、緊急安全措置の定めであり、管理不全な状態にある空き家等について所有者等の同意を得て必要な最低限度の措置をとることができるとし、これにかかわる費用は所有者等の負担とすると定めるものであります。

第12条は、審議会の定めであり、市長の諮問に応じ、勧告、命令、公表の措置について審議する砂川市空き家等審議会の設置と委員の人数、守秘義務について定めるものであ

ります。

4ページをお開き願います。第13条は、関係機関等との連携の定めであり、空き家等の管理不全な状態を解消するため必要な協力を求めることができると定めるものであります。

第14条は、その他の定めであり、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものであります。

附則第1項として、この条例は、平成26年4月1日から施行するものであります。

附則第2項として、砂川市特別職の職員で非常勤のものとの給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で、別表中、「行政改革推進委員会委員」の項の次に「空き家等審議会委員 日額4,800円」を加えるものであります。

5ページになります。附属説明資料、砂川市空き家等の適正管理に関する条例施行規則についてご説明申し上げます。

第1条は、趣旨の定めであり、第2条から第4条までは行政指導または行政処分にかかわる様式を定めるものであります。

第5条は、公表に対する意見の陳述の定めであり、公表にかかわる手続及び意見陳述にかかわる期間を定めるものであります。

第6条は、同意事項の定めであり、緊急安全措置をとる場合の同意にかかわるものを定めるものであります。

6ページをお開き願います。第7条から第11条までは、審議会の運営にかかわるものを定めるものであります。

附則として、この規則は、平成26年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

引き続き、議案第15号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、市営住宅の建てかえと駐車場整備が完了したことに伴う駐車場使用料の見直し及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行による消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

市営住宅の駐車場使用料につきましては、駐車場整備に要した費用や修繕費、地代相当額等をもとに算出しており、市内同一料金としているところであります。駐車場整備は、平成25年度をもって市営住宅の建てかえとともに完了していることから、現行の駐車場使用料の算出に含まれていない南吉野団地、石山団地の駐車場整備に要した費用を加えて算出するとともに、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う使用料の見直しを行うものであります。

次ページをお開き願います。砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例であります。説明に当たりましては3ページ、附属説明資料ナンバー1、砂川市営住宅管理条例新旧対照表でご説明申し上げます。表の左が現行、右が改正後となっており、改正部分はアンダーラインで表示しております。

第61条は、使用料の定めであり、第1項は駐車場使用料の算出方法で、現行「100分の105」を改正後は「100分の108」に改めるものであります。第2項は、駐車場使用料の額であり、現行「2,540円（消費税を含む。）」を改正後は「2,670円（消費税及び地方消費税を含む。）」に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成26年4月1日から施行するものであります。

5ページをお開き願います。今回改正する駐車場使用料の算出についてご説明申し上げます。附属説明資料ナンバー2は、条例に規定する算出方法を調書にしたものでありますので、順次算出の経過をご説明いたします。

上段の表の対象区画数については、今年度整備済みの石山団地を含めた1,301区画であります。次に、この整備に要した工事費総額が2億4,522万8,500円であり、ここから補助金の額7,821万5,000円を差し引いたものが1億6,701万3,500円となります。これらの数値をもとに順次計算を進め、次の表の償却費、修繕費、管理事務費を算出し、さらに地代相当額と消費税及び地方消費税を加えますと、合計で2,802円となります。これが算出して得た駐車場使用料の額であります。条例では、この算出して得た額以下で近傍同種の駐車場使用料を限度として定めるものとしております。近傍同種については、道営住宅駐車場使用料を適用し、下段の表に記載のとおりすざらん団地と三砂団地、三砂ふれあい団地2号棟の2種類の料金設定となっております。このことから、改正する市営住宅の駐車場使用料については三砂団地、三砂ふれあい団地2号棟の使用料を限度とした月額2,670円とするものであります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 私から議案第12号、第3号、第4号、第6号、第8号、第10号及び第13号の7議案につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第12号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するとともに、一部条文の整理を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

2ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例であります。説明につきましては5ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

現行第1条は、趣旨の定めであり、現行「砂川市病院事業の設置及び経営の基本に関する事項」を改正後は「地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に基づき、砂川市病院事業の設置等に関し必要な事項」に改めるものであります。

現行第2条は、設置の定めであり、現行第2項、「病院に医局」から「看護専門学校を附置する」を改正後は、前項に規定する病院事業を行う施設の名称は砂川市立病院、位置は砂川市西4条北3丁目1番1号に改めるものであります。これは、病院の医局を初めとする内部組織につきましては企業管理規程となる砂川市病院事業組織規程において規定することに伴う所要の改正であります。

現行第2条第3項中「前項に規定する病院並びに看護専門学校の名称及び位置」を改正後は「病院事業に附帯する事業を行うため、看護専門学校を置き、その名称及び位置」に改め、表の砂川市立病院の項を削除するものであります。

改正後の第3条は、法の適用の定めであり、「法第2条第3項及び令第1条第1項の規定に基づき、病院事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を除く法の規定を適用する。」を加えるものであります。これは、地方公営企業法において病院事業には財務規定等が当然に適用されることから、財務規定等を除く法の規定を適用することにより、結果的に法の規定の全部が適用されることになるものであります。

改正後の第4条は、管理者及び組織の定めであり、第1項は管理者を規定するもので、「法第7条の規定に基づき、病院事業に設置される管理者の職名は、病院事業管理者とする。」とし、第2項は組織を規定するもので、「法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、砂川市立病院を置く。」を加えるものであります。

6ページをお開きいただきたいと存じます。現行第3条は、経営の基本の定めであり、現行第4項ただし書き中「市長」を改正後は「管理者」に改め、同条を第5条とするものであります。

現行第4条は、職員の定めであり、改正後は第6条とするものであります。

現行第5条は、診療時間及び休診日の定めであり、現行第2項中「市長」を改正後は「管理者」に改め、同条を第7条とするものであります。

現行第6条は、入院の拒否及び退院の定めであり、同条中「院長」を改正後は「管理者」に改め、同条を第8条とするものであります。

現行第7条は、重要な資産の取得及び処分等の定めであり、現行「地方公営企業法」を改正後は「法」に、現行「（土地については1件5,000平方メートル以上のものに限る。）」を改正後は「（不動産の信託の場合を除き、土地については1件5,000平方メートル以上のものに限る。）若しくは不動産の信託の受益権の買入れ又は譲渡」に改め、同条を第9条とするものであります。これは、地方公営企業法に準拠して一部条文の整理を図ったものであります。

7ページをごらんいただきたいと存じます。現行第8条の見出し中「作成」を改正後は

「提出」に改め、現行第1項中「病院事業に関し」を改正後は「管理者は、病院事業に関し」に、現行「作成」を改正後は「市長に提出」に改め、現行第2項中「作成する書類」を改正後は「提出する書類」に改め、現行第2項第3号中「市長」を改正後は「管理者」に改め、現行第3項中「書類を作成」を改正後は「書類を提出」に、現行「できるだけ速やかに作成」を改正後は「管理者は、できるだけ速やかにこれを提出」に改め、同条を第10条とするものであります。

現行第9条の見出し「(委任)」を改正後は「(その他)」に改め、現行「市長」を改正後は「管理者」に改め、同条を第11条とするものであります。

8ページをお開きいただきたいと存じます。附則第1項は、施行期日の定めであり、この条例は、平成26年4月1日から施行するものであります。

附則第2項は、経過措置の定めであり、この条例の施行の際現に効力を有する市長が行った処分その他の行為または市長に対して行われた申請その他の行為で、管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の施行の日以後においては、管理者が行った処分その他の行為または管理者に対して行われた申請その他の行為とみなすものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第3号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由であります。病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、地方自治法第204条第3項の規定に基づき、病院事業管理者の給与及び旅費に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

2ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例であります。

第1条は、趣旨の定めであります。

第2条は、給与の種類のものであり、管理者に支給する給与は、給料、期末手当、寒冷地手当、特殊勤務手当及び退職手当とし、特殊勤務手当につきましては管理者が医師の場合に限ると規定するものであります。

第3条は、給料の定めであり、管理者の給料月額、132万6,900円を超えない範囲内で市長が定めると規定するものであります。なお、給料月額132万6,900円は当院医師に適用している医療職給料表の最高月額であり、この額の範囲内において市長が規則で定めるものであります。

第4条は、期末手当の定めであり、管理者の期末手当は、6月1日及び12月1日に在職する者の在職期間に応じて支給するものとし、その額は基準日現在の給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月は100分の190、12月は100分の205を乗じて得た額に在職期間に応じた割合を乗じて得た額とし、第3項に規定す

る職員から引き続き管理者となった場合は、それらの職に在職した期間を管理者の在職期間とみなすと規定するものであります。なお、支給率等につきましては砂川市特別職である市長、副市長と同様であります。

3ページをごらんいただきたいと存じます。第5条は、寒冷地手当の定めであり、本手当額は、給料月額に病院事業職員給与条例の適用を受ける職員の例により算出して得た額とすると規定するものであります。

第6条は、特殊勤務手当の定めであり、管理者が診療行為を行う場合に支給するものとし、月額額は院長に支給される特殊勤務手当の例によると規定するものであります。なお、特殊勤務手当の区分は診療手当であります。

第7条は、退職手当の定めであり、本手当の額、支給方法等は、北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例の定めるところによると規定するものであります。

第8条は、旅費の定めであり、管理者の旅費の種類及び額は、砂川市職員の旅費に関する条例の規定による常勤の特別職の職員の例によると規定するものであります。

第9条は、給与の支給方法及び支給条件の定めであり、この条例に定めるもののほか、管理者の給与の支給方法及び支給条件については、病院事業職員の例によると規定するものであります。

附則として、この条例は、平成26年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第4号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由であります。病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、病院事業職員の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。このことに関しまして若干補足説明を加えさせていただきます。病院事業職員の給与につきましては、地方公営企業法の規定により給与の種類と基準のみを条例で定め、その額及び支給方法などは7ページから41ページの議案第4号附属説明資料、砂川市病院事業職員の給与の支給等に関する規程において定めることになるものであります。

それでは、2ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例であります。

第1条は、趣旨の定めであります。

第2条は、給与の種類及び額の定めであり、職員の給与の種類は給料及び手当とし、給料は正規の勤務時間による勤務に対する報酬であり、第3項または第4項に定める手当を除いた額とし、常勤の事業職員の給与の種類は扶養手当から住居手当までを、再任用職員は通勤手当から勤勉手当までと規定するものであります。

第3条は、給料表の定めであり、給料表の分類の方法、給料表作成に当たっての基本原

則を規定するものであります。

第4条は、扶養手当の定めであり、支給対象となる扶養親族を規定するものであります。

3ページをごらんいただきたいと存じます。第5条は、通勤手当の定めであり、第1号から第3号に規定する職員に対して支給すると規定するものであります。

第6条は、特殊勤務手当の定めであり、手当の性格、支給事由及び支給対象を規定するものであります。

第7条は時間外勤務手当、第8条は休日勤務手当、第9条は夜間勤務手当、第10条は宿日直手当の定めであり、それぞれ支給対象となる職員に対し支給すると規定するものであります。

4ページをお開きいただきたいと存じます。第11条は、寒冷地手当の定めを規定するものであります。

第12条は、期末手当の定めであり、6月1日及び12月1日に在職する職員の在職期間に応じ、かつ企業の経営状況を考慮して支給するものとし、第13条は勤勉手当の定めであり、基準日に在職する職員に対して、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じ、かつ企業の経営状況を考慮して支給すると規定するものであります。なお、「企業の経営状況を考慮して」とは、期末・勤勉手当の決定の際に企業の経営状況を判断要素とすることを定めているものであります。

第14条は管理職手当、第15条は住居手当の定めであり、それぞれ支給対象となる職員に対し支給すると規定するものであります。

第16条は、給与の減額の定めであり、職員の給与は勤務しないことに承認のあった場合を除き、所定の給与額を減額して支給すると規定するものであります。

第17条は、退職者の給与の定めであります。

5ページをごらんいただきたいと存じます。第18条は専従退職者の給与、第19条は育児休業の承認を受けた職員の給与、第20条は非常勤職員の給与の定めであります。

第21条は、その他の定めであり、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるものであります。

附則第1項は、施行期日の定めであり、この条例は、平成26年4月1日から施行するものであります。

附則第2項は、経過措置の定めであり、この条例の施行の日の前日までに砂川市職員諸給与条例の規定により支給すべき事由を生じた給与で、施行日以後に支給されるものの取り扱いについては、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例によるものであります。

7ページから41ページは、前段補足説明の中で申し上げた砂川市病院事業職員の給与の支給等に関する規程であります。本規程における給料表及び各種手当額などにつきましては砂川市職員諸給与条例に規定されている内容と同様でありますので、ご高覧いただきまして、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第6号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります、病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するため、砂川市個人情報保護条例等の一部を改正しようとするものであります。

2ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例であります、改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市個人情報保護条例の一部改正であります。現行第2条は、定義の定めであり、現行第2号中「及び議会」を改正後は「、病院事業管理者及び議会」に改めるものであります。

第2条は、砂川市情報公開条例の一部改正であります。現行第2条は、定義の定めであり、現行第1号中「及び議会」を改正後は「、病院事業管理者及び議会」に改めるものであります。

第3条は、砂川市行政手続条例の一部改正であります。現行第2条は、定義の定めであり、現行第1項第1号中「及び道条例等」を改正後は「、地方公営企業法第10条に規定する企業管理規程及び道条例等」に改め、現行第7号中「本市の執行機関」を改正後は「本市の執行機関、病院事業管理者」に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成26年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第8号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります、病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

2ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員定数条例の一部を改正する条例であります、改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

現行第2条は、職員の定義の定めであり、現行「監査委員の事務部局」を改正後は「監査委員の事務部局並びに砂川市立病院」に、現行「並びに派遣職員」を改正後は「、病院事業管理者並びに派遣職員」に改めるものであります。

現行第3条は、職員の定数の定めであり、現行第1項第1号中「816人」を改正後は「151人」に改め、現行「イ 病院事業会計に属する職員665人」を削除し、現行ウ、エを改正後はイ、ウとし、第7号、「砂川市立病院の職員665人」を加えるものであります。

現行第4条は、職員の定数の配分の定めであり、現行「及び代表監査委員」を改正後は「、代表監査委員及び病院事業管理者」に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成26年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第10号 砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります、病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

2ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例であります、改正の内容につきましては5ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

現行別表第1は、旅費額の定めであり、現行級区分1級の「・医療職（一）4・5級の職員」を削除するものであります。

現行別表第2は、移転料の定めであり、現行級区分1級の「・医療職（一）4・5級の職員」を削除するものであります。

6ページをお開きいただきたいと存じます。現行2級の「医療職（一）1・2・3級」、
「医療職（二）4・5・6・7級」、医療職（三）の「・6・7」を削除し、現行漢数字（三）を改正後はアラビア数字（3）に改めるものであります。

7ページをごらんいただきたいと存じます。現行別表第3は、外国旅費額の定めであり、現行級区分1級の「・医療職（一）4・5級の職員」を削除、2級の「医療職（一）1・2・3級」、
「医療職（二）4・5・6・7級」、8ページをお開きいただきたいと存じます。医療職（三）の「・6・7」を削除し、現行漢数字（三）を改正後はアラビア数字（3）に改めるものであります。これらは、病院事業職員の旅費の額、支給方法等につきましては企業管理規程となる砂川市病院事業職員旅費規程において規定することに伴う所要の改正であります。なお、医療職（3）4・5級につきましては、砂川市職員諸給与条例の適用を受ける保健師に適用されるものであります。

附則として、この条例は、平成26年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第13号 砂川市立病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります、病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行による消費税及び地方消費税の税

率の引き上げに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

2 ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市立病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3 ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

現行の題名「砂川市立病院診療費等徴収条例」を改正後は「砂川市立病院事業診療費等徴収条例」に改めるものであります。

現行第2条は、料金の定めであり、現行第2項中「市長」を改正後は「病院事業管理者」に改め、現行第3項中「市長」を改正後は「管理者」に、現行「4, 200円（消費税を含む。）」を改正後は「4, 320円（消費税及び地方消費税を含む。）」に改めるものであります。

現行第4条は、減免の定めであり、同条中「市長」を改正後は「管理者」に改めるものであります。

現行第7条の見出し「（委任）」を改正後は「（その他）」に改め、現行「市長」を改正後は「管理者」に改めるものであります。

4 ページをお開きいただきたいと存じます。附則第1項は、施行期日の定めであり、この条例は、平成26年4月1日から施行するものであります。

附則第2項は、経過措置の定めであり、この条例の施行の際現に効力を有する市長が行った処分その他の行為または市長に対して行われた申請その他の行為で、管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の施行の日以後においては、管理者が行った処分その他の行為または管理者に対して行われた申請その他の行為とみなすものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 議案第14号 砂川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。家庭系一般廃棄物の減量及びリサイクルの促進並びに砂川地区保健衛生組合の一般廃棄物処理手数料との整合を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3 ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

別表は、一般廃棄物の処理手数料の定めであり、廃棄物の区分で（1）、家庭系一般廃棄物の収集、運搬及び処分のうち、現行単位及び単価の資源ごみ用ごみ処理券1枚10円

を削除するものであります。1枚10円の資源ごみ処理券を無料にすることにより、燃やせるごみの中に混入していると思われる雑紙を資源として活用することで燃やせるごみの減量を推進するものであります。

廃棄物の区分で(2)、家庭系一般廃棄物の処分のうち、現行10キロ20円及び、次ページになります、(3)、事業系一般廃棄物の処分のうち、現行10キロ100円を改正後はそれぞれ10キロ130円とするものであります。10キロ130円につきましては、焼山にあります最終処分場への搬入手数料を、値上げが予定されております砂川地区保健衛生組合くるくるへの直接搬入の手数料と同額とするものであります。

附則として、この条例は、平成26年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 議案第1号 平成25年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第4号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ644万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ115億6,225万8,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるものは臨時事業であります。

初めに、10ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項10目市民生活推進費で一つ丸、焼山線バス運行に要する経費の収支不足額補償金451万9,000円の補正は、北海道中央バスが運行する焼山線において、平成24年10月1日から平成25年9月30日までの1年間の収支不足額から国庫補助金などを差し引いた赤字補填対象額1,346万4,000円について、砂川市と歌志内市の路線距離数に応じて砂川市の負担率37.3%、451万9,000円を負担するものであります。同じく二重丸、花月砂川線バス運行に要する経費の収支不足額補償金114万5,000円の補正は、平成15年3月から砂川市、滝川市、新十津川町、浦臼町の要請により北海道中央バスが運行し、平成25年3月31日に廃止となった花月砂川線における平成24年10月1日からの半年間の収支不足額501万1,000円について、平成24年10月からの運行に同意をしなかった浦臼町を除く、砂川市、滝川市、新十津川町の路線距離数に応じて砂川市の負担率22.84%、114万5,000円を負担するものであります。同じく二重丸、上砂川線バス運行に要する経費の収支不足額補償金36万9,000円の補正は、北海道中央バスが運行する上砂川線において、平成24年10月1日から平成25年9月30日までの1年間の収支不足額から国庫補助金などを差し引いた赤字補填対象額89万9,000円について、砂川市、上砂川町の路線距離数に応じて砂川市の負担率41.0%、

36万9,000円を負担するものであります。同じく二重丸、滝川美唄線バス運行に要する経費の収支不足額補償金34万6,000円の補正は、北海道中央バスが運行する滝川美唄線において、平成24年10月1日から平成25年9月30日までの1年間において新たに収支不足額が発生したことから、国庫補助金などを差し引いた赤字補填対象額88万4,000円について、砂川市、滝川市、奈井江町、美唄市の路線距離数に応じて砂川市の負担率39.1%、34万6,000円を負担するものであります。

次に、12ページ、9款消防費、1項2目災害対策費で一つ丸、災害対策に要する経費の避難所誘導標識作成設置委託料6万1,000円の補正は、国が「まるごとまちごとハザードマップ事業」として、浸水想定区域内における浸水深や避難所など洪水に関する情報を表示する洪水関連標識をまちなかに表示することにより、日常から洪水への意識を高めるとともに、浸水深等の知識の普及を図り、発災時には安全かつスムーズな避難行動につなげ、被害を最小限にとどめるため、まちなかの33カ所に標識を設置する取り組みを進めておりますが、避難誘導先の地域交流センターゆう2カ所及び自由通路1カ所の避難所誘導標識につきましては浸水想定区域外であるため、市が作成し、設置する必要があることから委託するものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明を申し上げます。18款繰入金で644万円の補正は、財政調整基金からの繰り入れにより財源調整を行うものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で各議案の提案説明を終わります。

各議案に対する総括質疑は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午後 0時59分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第2号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第2号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第5号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

辻勲議員。

○辻 勲議員 (登壇) それでは、議案第5号 砂川市空き家等の適正管理に関する条例の制定について総括質疑をいたします。

昨年来の冬の雪が多くて、砂川市初め各自治体で豪雪による倒壊などがありまして、所有者に取り壊しを勧告するような条例を制定する自治体も相次いでおりました。新聞等でも報道されております。また、政府も全国的な取り組みを支援するなどの対策がありました。特にマスコミ等でも代執行による危険な住宅の除却という記事が多かったように考えております。砂川市におきましても先ほど説明がありましたように、経緯等のお話がありましたけれども、一昨年ですか、総務文教におきましても条例化の話も出ておりましたし、注意をして見ていたのですけれども、ことしの4月から隣の滝川市も条例が施行されているという状況もあります。

今回の条例制定に向けて3点質問したいと思うのですけれども、まずいろいろこの条例に向けて実態調査されてきたと思うのですけれども、その空き家の実態についてお伺いしたいと思います。

2点目には、説明の中で関連機関との連携という条例があるのですけれども、この条例に具体的に、例えば警察署だとか消防というのが一番大事な関連の機関になると思うのですけれども、その具体的な項目が入っていなかったのですけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

3点目は、今ほども申し上げましたけれども、今回の条例で特に重要なのが行政代執行という部分でないかなというふうに私は思うのですけれども、この点についても具体的な条例というのが文言としても説明としても出てきていないのですけれども、この点は入れなくていいのか。

以上、3点についてお伺いします。

○議長 東 英男君 建設部技監。

○建設部技監 山梨政己君（登壇） 私から、3点ご質疑いただいたので、ご答弁申し上げます。

初めに、砂川市の空き家の実態についてということでございます。平成24年度に実施した空き家台帳整備事業で確認された約300軒の空き家を調査した結果、管理不全な状態にある空き家は10軒確認しております。また、その後平成25年9月までに発生した空き家約100軒について現地調査を行った中では、管理不全な状態の空き家は確認されなかったところであります。また、市民から寄せられる空き家に関する相談につきましては年間10件程度あり、内容は屋根からの落雪による被害に関するものや防犯、防火上の不安に関するものなどであります。

次に、関係機関の規定を具体的にないということについてご答弁申し上げます。管理不全な空き家によっては、関係する機関がさまざまであることを想定していることから、条文には具体的名称を規定していないところであります。また、パブリックコメントを求めるに当たっては、関係機関という表現だけでは一般の方にはわかりにくいと考え、防犯、防火上の観点から警察、消防を具体例として記載したところであります。

次に、行政代執行にかかわるご質疑です。条例に項目がないという理由でございます。行政代執行の要件については、他の手段によってその履行を確保することが困難であること、かつ不履行を放置することが著しく公益に反することとされており、慎重な判断が必要であります。条例に代執行を規定することで、管理責任がある空き家等の所有者が自主的な適正管理を行わずに容易に代執行を待つような倫理観の欠如を助長してしまうこと、このようなことが懸念されるところであります。あわせて公費投入に伴う不公平感の問題も踏まえて、代執行を規定していないところであります。なお、条例に規定していなくても第9条に命令を規定していることから、代執行法による代執行、費用の徴収などの手続は可能と考えております。

以上です。

○議長 東 英男君 辻勲議員。

○辻 勲議員 1点目の実態、状況についてはわかりました。10軒ほどあるということで、また相談もあるということでございました。

2点目の関係機関との連携という、条例では13条です。まず、ちょっとそこでお聞きしたいのですが、審議会のほうは建築住宅課のほうでということなのですか、今後、条例化されているような市民の情報提供等々あったときに受ける窓口というのはどこになるのか、まずその点をお聞きしたいと思います。

その中でこの関係機関というのはいろいろ考えられると思うのです。まず、警察とか消防というのは一番大事でないかと思うのですが、子供の安全ということからいったら教育委員会ということも入ってくるでしょうし、環境衛生とか生活環境においても当然連携しなければならないという部分が出てくると思うのですが、この条例の大事な部分というのはやはり近隣とのコミュニケーション、市民の方からいろんな情報をいただいて、そして市民と市民とのまたコミュニケーションというのですか、自分がしばらく家をあけるので、何かあったときには連絡欲しいとか、あるいは所有する人がなくなったので、相談していかなければならないとか、また町内とか近隣の方の共有というのも大事ななというふうに思っているのです。そんな中でそういう問題が出てきたときに、行政のほうはトラブルの問題とか、これが一番やっぱり大変でないかなと思うのです。そういう部分でやはり警察とか消防という部分の文言というのが入ったほうがいいのではないかなというふうに思っているのですが、素案の中にはそういうふうに消防、警察と連携という関係機関は書いてあるのですが、ではどこでそういう部分を知らしめていくのかなという部分があるものですから、しつこいようではありますが、もう一点、そのことについてお伺いしたいと思います。

それから、3点目の行政代執行は、昨年来からこういう問題が起きたときに行政代執行でできるという部分が出てきたところなのですか、今ちょっと確認なのですか、あえてそれを利用されたら困るという状況が出てきたのですけれども、今までいろん

な建築基準法とか、こういった法律ではやってきたとは思うのですけれども、現実としてはないわけですが、現実あったときにこの今回の条例では命令でしたね、第9条の命令という部分でできるということなのですから、この代執行という今説明ありましたけれども、これを網羅されているという部分なのですから、どこでこの法律というのですか、きちっとこれにのっかって勧告するときには相手に言っていけるのかなという部分がちょっと懸念あるのですけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 建設部技監。

○建設部技監 山梨政己君 3点ほどご質疑ありました。

まず、窓口なのですから、これまでいろんな法律で対応していたのですけれども、今回この条例を制定すること自体が窓口の一本化を図ることができるということで考えておまして、当初の初動に対しては建築住宅課で受けて、そして調査、実態把握をするということでございます。

次に、関係機関のところなのですから、こちらも空き家の管理不全な状態で建物そのものが悪さをするというか、倒壊するだとか、建材が剥がれるとか、そういう状態になったときに対応するというで考えておまして、例えば交通規制だとか、先ほども話しましたけれども、防火の関係とか、そういうところでこちらで考えているのは消防とか警察とか、必要に応じては河川とかあれば、またそちらの機関とも連携を図っていくという考え方でございます。

それと、行政代執行、これまず最初質問あったとおり盛り込んでおりません。というのは、行政代執行をどのような形でやっていくかということなのだと思いますけれども、これまでも建築基準法であれ、ほかの法律でもいろんな命令をしていった後にどうしても当事者がしない、その場合にいわゆる代替的作為義務ですか、ほかの方でもできるようなことを命令したのに当事者がしない、その命令したことによってなかなか動かないのであれば、最終的に代執行の法律に基づいて代執行を行うのですけれども、その前提条件といえますか、代執行にいくまでの条件整備を建築基準法でするのか、ほかの法律でするのかということで、今回はこの条例を制定することによって命令まで規定しましたので、代執行法にも規定されておる法律と条例も含むのですけれども、そこに代替的作為義務をうたえば代執行法の手続によって代執行が可能というふうになっておりますので、そういうことで特に条例であえて明記しなくても、ほかのまちではしているのあるのですけれども、ここであえてしなくても可能であるということで考えて明記しておりません。

以上です。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第5号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第12号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） それでは、議案第12号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について総括質疑をさせていただきます。

まず、市立病院事業において地方公営企業法の規定を全部適用することについてのメリットについてお伺いをいたします。

それから、2つ目には、入院や外来等の患者さんに、この全部規定によって及ぼす影響は全くないのかどうか、この2点についてお伺いいたします。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 2点ばかりご質問がありましたので、随時ご答弁申し上げたいと存じます。

まず最初に、地方公営企業法の全部を適用することによるメリットについてであります。地方公営企業法の一部適用においては病院経営の権限は市長が有しておりますが、全部適用に移行しますと市長部局から独立した機関として設置される専任の病院事業管理者に対して、地方公営企業法によって日常的な業務の遂行に係る権限と責任が直接付与されます。このことから、経営に関する責任と権限が明確となり、病院経営に見識を有する病院事業管理者のもと、病院職員全体の経営に対する意識の向上が図れることが期待できるものであります。また、病院事業管理者に対して企業管理規程を制定する権限や予算を作成する権限などが付与されることにより、病院事業の運営方針に基づき内部組織の再編成や職員の柔軟な配置が可能となり、業務の迅速化が図れるものであります。さらに、病院事業管理者が病院経営に精通した医師の場合には、医療に対する専門的知識を活用できるため医療水準の向上などに高い効果が得られ、経営改善に結びつけることができることが主なメリットでございます。

2点目の入院患者と外来患者さんへの影響についてでありますけれども、地方公営企業法の全部適用に移行した場合においても砂川市が開設している市立病院であることに変わりはなく、現在の診療内容及び医療費などにつきましても変わることがございませんので、ご理解を賜りたいというふう存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 メリットについてはわかりましたけれども、それでは逆にデメリットのようなものはないのか、まずお伺いしたいと思います。

それから、2つ目には、今回の議会で議決後にこの条例が施行されるわけですが、患者さんや地域住民の皆さんへのこの内容についての周知についてはどのような方法を考えておられるのか、この2点についてお伺いします。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 デメリットの部分でありますけれども、特に大きな部

分ではデメリットは少ないと思いますけれども、先ほど申し上げましたように管理者の責任は非常に重く、結果責任や説明責任が強く求められるのがまず第一だと、そういうふうを考えます。基本的には市の方針に基づくため、経営や予算、人事等に一定の制約を受ける部分がありますので、この部分がデメリットかなと思われましても、いずれにしても事業管理者の強い責任のもと病院運営や経営を行わなければならないというふうを考えます。

それと、もう一点の周知の関係でございますけれども、市民の方々については基本的に広報すながわで周知しようというふうを考えておりますし、さらに患者さんについては市民以外の方々もいることでありますので、市立病院のホームページや病院の広報紙の「ひまわり」及び院内の掲示など、幅広い方法で周知について対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 わかりました。この適用によって責任を持った医療をできるというメリットは大きいわけで、特にデメリットのようなものはないということでもありますので、ぜひこれから患者さんや地域の住民、市民の皆さんへの周知を徹底していただきたいということを申し上げまして、質疑を終わります。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第12号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第3号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） それでは、議案第3号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について1点だけ質疑をさせていただきます。

地方公営企業法では、企業管理者は地方自治法上の特別の執行機関ではなく、地方公共団体の補助職員であって、執行機関としての企業経営の最高責任者は市長であるというふうに定めてあります。したがって、先ほど議案第12号の説明にありましたように職名は病院事業管理者であり、市長が任命する特別職に当たるというふうに思われますが、管理者への給料が132万6,000円の範囲内と市長の報酬よりも50万以上高いような状況になっているわけでありましても、その辺についての経過についてお伺いいたします。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 管理者への給料月額が132万6,900円の範囲内と、市長報酬より非常に高いのはなぜかというご質問に対してご答弁申し上げたいと思います。

提案説明の中で申し上げたとおり、132万6,900円は当院医師に適用している医療職給料表の最高月額であります。当院医師に適用される医療職給料表(1)表につきましては、従前より市理事者並びに市議会の深いご理解のもと医師確保を図る上で独自の給料体系とさせていただいており、その給料表の最高月額であることから、市長報酬月額と比較した場合高いものとなってくるものでありますので、ご理解を賜りたいというふうに存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、地方公営企業法の規定を全部適用している道内の病院と比較するとどのようになっているのか、もし状況わかればお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 現在道内で全部適用やっている病院が実は8カ所ございます。そのうち7カ所が市、それから町が1カ所というような状況であります。例で申し上げますと、函館市の場合でございますけれども、ここにつきましては給料月額79万円に地域手当、いわゆる100分の50を加算した118万5,000円というふうになっておまして、稚内市では給料月額78万に特殊勤務手当100分の60を加算した124万8,000円と、それから小樽市では給料月額78万に地域手当、これは100分の50ですけれども、これらを加算した117万円、それから旭川市では給料月額88万に調整額100分の50と地域手当100分の15を加算した145万2,000円というふうになっております。いずれも運営する病院の規模や地域的な格差ありますけれども、医師である事業管理者の給料月額につきましては平均的、妥当な数字であるというふうに考えております。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第3号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第4号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

土田政己議員。

○土田政己議員 (登壇) それでは、議案第4号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について質疑をさせていただきます。

先ほどの提案説明では、病院事業職員の給与は今までと変わらないとのご説明でございましたけれども、先ほどの提案にありましたように企業の経営の状況を考慮して今度新たに労働組合を結成して労使交渉で決められるというふうに思われますけれども、市職員給与との関係は今後、今は変わらないのですけれども、今後はどのように変わっていくのかお伺いしたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 今後市職員給与との関係はどのようになるのかについてご答弁申し上げたいというふう存じます。

病院事業職員の給与につきましては、市職員給与体系とは別に独自に給与体系を定めることは今後において制度上可能とはなりませんけれども、地方公営企業法では企業職員の給与を決定するに当たっては生計費、公務員及び民間事業の従業者の給与、経営状況、その他の事情、給与決定に関する各種の要因を総合的に判断すべきだろうという趣旨でございますけれども、この4つの事項を考慮しなければならないとされておりまして、さらに給与や労働条件に関する事項につきましては労働組合との団体交渉の対象となってくるものであります。現在は、国公に準じた給与体系となっており、市職員とのバランスといったことも十分勘案していかなければならないと考えておりますので、ご理解を賜りたいというふう存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 附属説明資料の給与規程でも地方公務員法に定めるもののほかとありまして、地方公務員法の給与基準がベースになっているように思われます。それで、砂川市立病院は地域センター病院としての役割はますます重要になっておりますし、今道内の病院では医師や看護師の不足が深刻な問題になっております。今後も医師、看護師を初め医療従事者の充実を図り、市立病院の機能を高め、患者サービスの一層の向上に努められて地域住民から信頼される病院へと発展されることを希望して、質疑を終わります。

○議長 東 英男君 他にご発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第4号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第7号、第9号、第11号、第14号、第15号、第6号、第8号、第10号及び第13号の一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） それでは、一括質疑でありますので、私は議案第7号と議案第15号について質疑をさせていただきます。

まず、議案第7号についてであります。この条例改定は消費税の税率の引き上げに伴うものであります。まずお伺いしたいのは今回の消費税増税による一般会計全体に及ぼす影響について伺います。

それから、2つ目には、消費税率が5%から8%に引き上がると、このうち地方に回るのは1%から1.7%になると言われ、地方自治体の収入がふえる見込みのようですが、その見込み額についてお伺いいたします。

3点目に、今政府はアベノミクスで景気は回復し、所得税や法人税の地方税が増収になり、納税の義務のない公共料金の消費税の転嫁は行わなくてもよいのではないかと

ておりますが、公共料金に消費税を転嫁する理由についてお伺いをいたします。

次に、議案第15号についてであります。この条例改正は提案説明にありましたように市営住宅の建てかえと駐車場整備が完了したことに伴う駐車場料金改定と消費税率の引き上げに伴うものが絡んで複雑になっておりますが、実際には先ほど提案説明にありましたように2,802円になるものを2,670円として近くの道営住宅と同料金にしたようでありまして、まずお伺いしたいのは今後道営住宅の駐車料金が上がった場合は、それに伴ってうちの駐車料金も引き上がるのか、そうでないのかお伺いします。

また、市営の駐車場が非常に狭いというふうに言われておりまして、道営住宅も市営住宅も駐車場の面積が同じなのかどうか、この点についてお伺いをいたします。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 私のほうから、議案第7号につきまして3点ほど質問があったかと思っております。順次答弁をさせていただきます。

まず、今回の消費税増税に伴います一般会計における影響額についてでありますけれども、一般会計におきまして消費税、地方消費税の税率の引き上げ分を転嫁することによる影響額につきましては、平成24年度決算をもとに試算をいたしますと、歳入では、使用料などでこの条例の改正に係るものにつきましては約18万9,000円の増となるものでありまして、これに駐車場使用料を加えますと全体で約99万9,000円の増収となるところであります。このほかに国、道の支出金等で内容に応じまして増額となる歳入もあろうかと考えておりますけれども、現状といたしましてはそこまでの把握はできていないところでもございます。一方、歳出のほうの影響につきましては、消費税等が引き上げられることにより物件費、維持補修費、建設事業費などに対する消費税等について負担がふえるものと考えております。こちらにつきましても平成24年度決算をもとに試算をいたしますと、負担は約6,000万円程度増加するものと見込んでいるところでもあります。

続きまして、消費税が5%から8%になりますと、このうち地方に回るのが1%から1.7%になるものであります。これに伴います地方自治体の収入の増につきましては、地方消費税交付金に影響が出るものであります。こちらにつきましては、平成25年度当初予算ベースで交付金につきましては1億9,356万7,000円の予算でありまして、これが税率をアップいたしますと1億3,549万6,000円の増額とはなりますけれども、地方消費税交付金につきましては普通交付税算定の基準財政収入額にその75%が算入されるということになっておりますので、実質的な増分につきましてはこのうちの25%分になります3,387万4,000円の増となると試算をしているところでございます。この増額分につきましては、基本的には社会保障の財源とすることとなっておりますけれども、用途につきましては今後明示されるものと考えているところでございます。

続きまして、消費税等の引き上げに伴います公共料金への消費税の転嫁についてご答弁

させていただきます。こちらにつきましては、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するとの考え方を踏まえ、適切に対処されるよう地方自治法の定めによる技術的助言として総務省より通知されているところであり、市民への影響を考慮いたしました。使用料等につきましては利用者に負担をしていただくとの考え方から、転嫁をするということになっているところでございます。また、特に下水道事業特別会計では消費税等の納税義務がありますので、税率の8%の引き上げにより消費税等の納税額が税率に応じて上がってまいりますので、転嫁しない場合につきましては収支の悪化を招くこととなるところでございます。

○議長 東 英男君 建設部技監。

○建設部技監 山梨政己君（登壇） 私のほうから、議案第15号の質疑2点ほどありましたので、お答えさせていただきたいと思えます。

初めに、今後道営住宅の駐車場料金が引き上がった場合どうなるかについてご答弁申し上げます。市営住宅の駐車場使用料の見直しにつきましては、平成20年4月に行革に伴って行っております。その際、条例改正提案時である平成19年12月の道営住宅の駐車場使用料2,540円を限度として現行の使用料に改正しております。その後、道営住宅の駐車場使用料が平成20年6月に引き上げられましたが、南吉野、石山団地が建設中であり、今年度で駐車場整備が終了したことから、改めて見直しをするものであります。駐車場使用料につきましては、新たな整備や大規模な改修などにより多額の整備費用を要するなど大きな変化があった場合に見直しをしております。今後につきましても道営住宅の駐車場使用料の動向などを踏まえ、対応してまいりたいと考えております。

次の質疑でありました市営住宅の駐車場が狭いと言われておりますけれども、道営も市営も同じかについてご答弁申し上げます。市営住宅駐車場の区画につきましては、幅2.5メートル、長さ5.5メートルを基本として整備しておりますが、団地の敷地の形状等により多少寸法の異なる場合があります。現在使用しております市営住宅駐車場の幅につきましては2.3から2.5メートル、長さにつきましては5.0から6.4メートルとなっており、車を駐車する区画は平均で約13.3平方メートルであります。一方、道営住宅駐車場につきましては、幅2.3から2.5メートル、長さ5.0メートルとなっており、平均で約12.0平方メートルであります。このことから、駐車場の広さにつきましては市営住宅のほうが平均面積で約1.3平方メートル広い状況となっております。

以上です。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、2回目の質疑をさせていただきます。

議案第7号についてであります。先ほど総務部長からのご説明をいただきましたように地方消費税交付金によって交付されることになるわけでありまして、消費税の増税によって地方自治体の収入がふえた分地方交付税を減らすのではないかと、それで地方自

治体の財政は潤わないのでないかという、そういうご見解もあるようでありまして、それは事実なのかどうかお伺いしたいと思います。

また、公共料金への消費税の適切な転嫁について政府や総務省などからの指導もあって、もし転嫁しない場合にペナルティーのようなものはあるのかどうか、ここについてもお伺いしたいというふうに思っております。

それから、議案第15号については、第1点のこれよくわからないのですけれども、今後道営住宅が上がったら上げるということなのか、そこのところははっきりよくわかりません。道営住宅は、これから消費税が上がるわけで上がる可能性があるのですけれども、それに合わせようとするならば砂川市もまた上がるということになるので、そこのところを今伺っているのです、そうではないと私は思うのですけれども、ここのところもう一点お伺いしたいのと、もう一点はこの料金改定について入居者の皆さんや自治会の皆さんへのご説明や徹底はどのような方法で行われて、ご理解を得られているのかどうか、この2点についてお伺いをいたします。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 2点ほど質問があったかと存じます。

1点目の地方消費税の交付金がふえることにより地方交付税が減額になるということにつきましては、今議論になっておりますのは、都市部につきましては不交付団体が多いという関係がありまして、消費税の増額分については全てその団体の収入になるということになっております。それに反しまして地方につきましては、地方交付税を交付されているということがありますので、1回目のご答弁で申し上げましたとおり25%の分の増収という影響が及ぶものとなっております。こちらについては、都市部でふえるこれらの地方消費税の分を地方に渡すことができないかというふうな議論が今なされておまして、公共団体に収入としてなっております法人住民税の一部を地方交付税化できないのかという議論も今なされているところでありますけれども、それにつきましては当然都市部といたしましては収入の減となるということで反対をしている状況にありますけれども、こちらにつきましても今後、地方財政対策を作成する段階の中でそれら税制改正等も含めながら出てくるとは思いますが、現状といたしましてはそのままの形として収入、地方消費税の増が地方に直接は結びつかないという現状があるとおりでございます。

続きまして、消費税の適切な転嫁の部分についてであります。こちらについてペナルティーがあるのかないのかという部分でございますけれども、今回消費税の税率引き上げに際しまして内部で検討いたしました。その中では、基本的には使用料等については転嫁するという考え方の中で物事進んでおりましたけれども、ごみ処理手数料につきましてはほかの形の中で考え方をもちまして、今回につきましては転嫁をしないという方針を出しているところもございますし、総合体育館の使用料、海洋センターの使用料のように現在これらの使用料等の見直しを絡めながら今回条例改正をしていないという部分もございます。

こちらにつきましても特にペナルティーというものはあるとは考えておりません。各自治体の考え方の中で物事を進めるということでありますけれども、基本的には適切な転嫁という考え方のもと、今回それら特殊なものを除いて転嫁するという考え方でまとめたところでございます。

○議長 東 英男君 建設部技監。

○建設部技監 山梨政己君 道営住宅の駐車場料金を近傍同種として、それを限度に今回改正ということなのですが、これまでもそうだったのですけれども、道営住宅の駐車場に関しても消費税を含めて算定しておりまして、基本的には砂川市と同じような考え方なのですけれども、道営住宅のほうは砂川だけでなく、土地の評価額の高いところとかにもある道営住宅についても料金設定しているのですけれども、言ってみれば地代相当額が道営住宅の場合5区分に分かれていまして、それが大きく影響している部分というのが道営住宅の駐車場の料金のつくりになっているのですけれども、消費税そのものが今の料金にそのままはね返れば上がるという想定はできるのですけれども、現状としてその情報が道のほうから上がるでもないし、下がるでもないということで特に来ていないので、そういう状況を見ながら対応していくというふうに考えております。

それと、入居者への理解の話ですけれども、これもまだ全く説明をしているわけではありませんので、今後入居者、駐車場使用者、あと管理組合等々に書面と直接説明に行くか、この辺の消費税を含めた、あと駐車場の整備の基本的な考え方を含めた点についてご理解を求めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 わかりました。

私たちは、消費税は低所得者ほど負担が重い最悪の不公平税制だというふうに思って消費税の増税には反対でありますけれども、それで公共料金に安易に転嫁すべきではないというふうに考えておりますが、しかし市の財政状況を考慮した場合、増税分を転嫁せざるを得ない状況とも見受けられるし、今総務部長の提案説明ありましたが、今回の条例の制定は例えば納税義務のある下水道料金も一緒に含まれていたり、それから言われたようにごみ手数料や総合体育館や海洋センターなどは今回は示されておりませんので、増税分を転嫁せざるを得ない状況は見受けられるのですが、私たちも機械的に転嫁することに反対ではありません。住民生活の影響は最低限にとどめるものにしたいというふうに思っておりますので、その辺で今回ごみなんかで市長もいろいろ検討されたことだというふうに思いますが、まず市長の考えをお伺いしたいと思います。

また、消費税は社会保障の財源確保のためというふうに導入されて、引き上げも行われましたけれども、最近の一般新聞の報道でも大企業の法人税の減税分の穴埋めになっているというふうに言われて、社会保障にはほとんど回っていないのではないかとというふうに

も言われておりますが、この点についても最後に市長の所見をお伺いしたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 消費税に関する市長の所見をということでございますけれども、アベノミクス、スタートしてございますけれども、いわゆる大胆な金融緩和はデフレを乗り切るためにやらざるを得ないと。しかし、その反面円安が伴うということは、輸入に伴う品目については金額が全部上がっていくと。現にガソリン、灯油も上がったまま、恐らく金融緩和が続く限りはこれは下がることないだろうと。国民に多大な負担が行くだろうというのは、アベノミクスをやる以上はついて回ると。また、2014年より消費税を上げると。消費税の上げることについては、全国市長会はその分の財源が地方に回ってくるということで反対はしていなかったわけでございますけれども、いわゆる消費税もそれに重なってくる。それと、社会保障と税の一体改革、選挙のときにはいわゆる社会保障の財源を保障するためには消費税を上げなければならないのだというところだけが論議されていて、実際に第4の矢である財政規律、この論議は残念ながら選挙の中では一切言われなかったと。この財政規律というのは、2015年には赤字を半減する、2020年には赤字をなくすのだと。現実的にはこれ不可能でございますけれども、今の社会保障と税の一体改革の国の論議を見ていると、どうも当初の意見と違って国民と地方自治体に負担を強いてくるような、そんな内容に見えてくるわけでございます。

いずれにしても、全国市長会を中心に社会保障の中身については厚生労働省と協議をしている最中でございます、まだ最終決定をしているわけではございませんけれども、地方の自治体の首長、一致して言えるのは市町村の負担、市の負担をこれ以上ふやさないでくれというのが一致した見解でございます。今回の消費税につきましても市長としては、私は特に行革を担当者としてやった身でございますから、市民の痛みというのは一番よく経験した人間でございます、できる限り吸収できるものなら吸収したいという考えを持ってございましたけれども、受益を受けるものについては、ある程度転嫁をせざるを得ないと。下水道についても、これは今上げなかったとしても最終的には料金改定を違う形でせざるを得ないと。そういうものについては、これはやらざるを得ないと。ただ、こういう消費税も負担もふえてくるときにごみ処理手数料、これ市民全般にかかわるものでございます。これについては何とか吸収できないだろうかという話のほうにも話をしまして、いわゆる雑紙、これの回収、いわゆる燃えるごみを減らして砂川市の負担をふやすほうに力を入れていったほうがいいだろうと。その分を料金転嫁しないで、市民の協力を願いながら、この分を吸収できないだろうかという話をしまして、これは2市3町にも共同歩調の中で話をしましたけれども、上げないでやれるような方向を今考えてございますし、また体育館の使用料についても、これはやっぱり私の政策の中では健康が第一だと。もともと体育館の使用料は、直接経費だけを市民に負担していただこうと。ただ、これも一定の

限界があって、余り上げることによって利用者の人数が減って、それによってかえって収入が減るといことも起きるので、これらについても何とか上げない方向でやれないだろうかというのが私の基本的な考えでございます。できるものは何とか吸収しながらやっていきたいということで、今回は考え方を示しているわけございまして、そういう思いも土田議員さんにはご理解を願いたいなということをお願いしまして、一言私の考え方とさせていただきます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 （登壇） 私も2つの議案に対して総括質疑を行いたいと思います。

まず、1番目は、7号の消費税の関係ですけれども、今、土田議員と市長とのやりとり等々あったのですけれども、どうも消費税の問題とごみ処理という話も出てきてしまったので、ごみ処理手数料に消費税が上がるのか上がらないのかという話なら話はわかるのですけれども、基本的なことをお伺いするのですけれども、少なくとも消費税というのは大体個人の事業者や法人、営業を伴うような部分での消費税というのが一般的によく言われることだと思うのですけれども、そういう点からすると自治体なんていうのは公共サービスというようなことになるので、本当に基本の基本で今もう既に使用料の中には消費税も入っているということはわかっていながらの改めてのお話なのですけれども、結局今までも使用料に転嫁した消費税というのは、普通の会社だとそれを税務署に有無なく払わなければならないのですけれども、自治体の場合は原則その部分では納税をしなくてもいいということにはなっていると思うのです。それで、先ほどの話をもう一回整理するためにも基本的に行政サービス、いろいろな行政サービスあります。例えば住民票をとって、ここでもお金を払うという行為があるわけですし、それから体育館や何か、今回は総合体育館が上がらないという話をちょっと今初めて聞いてしまったものですから、またこの細かい話は委員会でお伺いしたいと思うのですけれども、行政サービスの中で消費税を取るものと取らないものというのがあると思うのですけれども、その点についてまず1点目お伺いしたいと思うのです。

それから、先ほど土田議員のお話でもあった影響額の関係なのですけれども、歳入に関してはたしか十何億で、歳出は9,000万とおっしゃったのですか、今ちょっとメモしたのを忘れてきたのですけれども、もうちょっと詳しく話をお伺いしたいなと思うのは、今回いろいろと使用料の関係で多いのですけれども、こちらのほうでの出る、入るといのはお話がいただけるかどうか、条例改正の部分です。それと、全体的にしても大ざっぱで何千万という話ではなくて、例えばこれまでの公共事業でどうだとかという、もしもお答えがあればお伺いしたいなというふうに思っています。

続いて、議案は第9号なのですけれども、こちらのほうは職員諸給与条例の一部改正の条例ですけれども、先ほどの提案説明によりますと再任用の職員に関して6級、7級を加えるというようなお話が出てまいりました。これは、提案説明の中にもあったのですけれ

ども、いわゆる再任用の職員に対することだと思っておりますけれども、平成26年、来年度から無年金の期間が、要するに市の職員の退職者にとっては起こると。そのための措置のような気がするのですけれども、なかなか先ほどの提案説明だけではちょっとわからなかったものですから、今後の再任用の形がどうなっていくのかという点をお伺いしたいのです。砂川市には再任用職員に関する条例というのがちゃんと条例としてありまして、これまではなかなか再任用の職員というのは、たしか私が記憶するには1人しかいなかったというふうに思うのですけれども、先ほどお伺いしたとおりで、つまりこれから再任用制度というのはどうなっていくのかというのをまずお伺いすると、それからこの三、四年でもいいのですけれども、相当退職者がいらっしゃるのかどうか、その方々が全部が再任用を希望するかどうかというのは別かもしれませんけれども、大体どのぐらいの方々がいらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 東 英男君 黒弘議員の1回目の総括質疑に対する答弁は休憩後に行います。
10分間休憩します。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

黒弘議員の1回目の総括質疑に対する答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 初めに、議案第7号につきましてご答弁を申し上げます。

まず、1点目にありました自治体の公共サービスにつきましては税を転嫁するという考え方がありますが、こちらについて消費税を課税するもの、しないものというご質問がありました。使用料等につきましては基本的に課税するという考え方がありますが、市が行政として収集をいたします資料については非課税ということになっておりますので、例えば住民票の交付ですとか、戸籍の謄本等の手数料、あるいは評価証明、こちらにつきましては非課税となっているところでございます。

続きまして、今回の消費税税率引き上げに伴います影響額ということで、先ほど土田議員の質問にご答弁させていただきましたけれども、こちらについてももう一度ご答弁させていただきます。今回のこの議案第7号、15本の条例がありますが、こちらの部分の税率引き上げに伴います24年度決算ベースの影響額につきましては18万9,000円ということで試算をしているところでございます。これにもう一件あります駐車場の使用料等の分を加えますと、合計で約99万9,000円の増となっているところで、今回の消費税の引き上げ分の直接的な影響額として推計されているところでございます。後ほど歳出のほうでもお話しいたしますけれども、国、道等の支出金もこれらの歳出に伴いま

して交付されることもあろうかと思えます。そちらについては、増額をされるという考え方があります。また、基本的には地方交付税の中の普通交付税につきましては単位費用という形の中でかかる経費について試算をされておりますので、こちらにつきましても消費税分については増額されてくるものだというふうに考えておりますけれども、こちらにつきましては現在、検討が行われております地方財政対策におきまして、これらが適切に見込まれるものかどうか、まだ現状といたしましては課題となっております、状況といたしましてはつかみ切れていないところでございます。

一方、歳出の影響額でありますけれども、こちらの歳出の影響額につきましては先ほど物件費、維持補修費、建設事業費などで24年度決算で約6,000万ということでご答弁させていただきましたが、例えば物件費、こちらにつきましては24年度ベースで約2,800万の増が予定されておまして、維持補修費につきましては500万、建設事業費につきましては補助の部分といたしまして約1,350万、単独事業といたしましては1,400万の増というふうな形になっておまして、これらを合計いたしますと約6,000万の増になるというような形で試算をしているところでございます。

続きまして、議案第9号になります。再任用についてでありますけれども、現状の再任用の制度はどのようになっているかというご質問がございました。こちらにつきましては、まず当市におきます平成26年度以降の再任用制度に係る運用の基本方針についてご説明を申し上げます。退職者に対して支給をされます年金につきましては、これまで60歳になった翌月から報酬比例部分が支給をされておりましたけれども、平成26年度より支給が61歳にまでずれ込み、以降3年ごとに1歳ずつ引き上げられていくことから、国におきましては平成25年3月26日に国家公務員の雇用と年金の接続について、定年退職する職員が再任用を希望する場合は現行の再任用の規定に基づき、原則的に年金支給開始年齢に達するまで常時勤務を要する官職に再任用することが閣議決定をされたところであります。国は、地方公務員に対しましても同様にこの閣議決定の趣旨を踏まえて必要な措置を講じるように、平成25年3月29日付で総務省副大臣名による通知で要請がなされたところであります。これに基づきまして、当市におきましても現行の再任用の規定に基づき新たに基本方針を定めまして、平成26年度から運用を開始する予定となっております。当市といたしましては、意欲と能力のある人材を幅広い職域で最大限活用できるよう努め、職員が培ってきた多様な専門的知識や経験について積極的に活用できるよう、定年退職する職員が再任用を希望する場合、地方公務員法に定める欠格条項または分限免職事由に該当する場合を除き、当該職員が年金支給開始年齢に達する日の年度末まで常時勤務を要する職に再任用することといたします。この際には、原則といたしまして現職時に7級から4級であった場合には1階級下の職位で、3級以下の場合は退職時の職位で再任用するものであります。ただし、市長が市政執行上当該職員が現職時にかかわっていた行政課題を解決するために現職時と同様の職位を必要とすると判断した場合には、7級から4級でも

特例的に当該職位で再任用するものであります。なお、労務職につきましては、従前より正職員の補充をせず、嘱託職員等への切りかえを行っていることから、再任用を適用せず、本人が希望する場合は嘱託職員として採用するとしたところであります。

以上が平成26年度からの再任用制度に係る基本方針でありまして、こちらにつきましては職位の位置づけに関しまして現行の行政職給料表で5級まで再任用職員の給料月額が定められていたことから、今回改正をするものであります。

続きまして、2点目にありましたここ数年でどのぐらいの職員が退職となるかというところにつきましては、平成25年度、26年3月31日で退職いたします職員は4名となっております。こちらは、市役所関係という形になっております。このうち2名につきましては労務職員になっておりますので、今回再任用の該当となる職員につきましては2名という形になります。平成26年度につきましては4名、平成27年度につきましては7名、平成28年度につきましては3名、平成29年度につきましては1名と、そのような状況になっているところでございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 公共施設の使用料の関係というか、消費税の関係、議案第7号のほうなのですが、住民票、戸籍等は最初から非課税であるというようなお話が今出てきたのですが、本来であればもうちょっと、さっき聞いたのは今回条例が出てきている部分についての出入りというようなところでお伺いをしたかったのですが、どうやら今そこにはないようなので、また次の機会にしましょう。

それで、今回ちょっと改めて見てみると、確かに総合体育館とか海洋センターというのは入っていないで、余り細かいところまで行きませんけれども、普通使用料ということであれば、やっぱり使用料に消費税を転嫁するということは今もあるわけですから、つくものにつかないものというのが同じような施設であるのはちょっとおかしいのではないかなというふうに思うのです。ここは市長の政策なものなのか。さっき土田議員に対しての答弁の中で総合体育館がないのかなというのはいま思ったのです。そのときに今多額なお金をかけて耐震、大規模改修をしているから、次の条例で使用料をちゃんと見直すために今消費税をお休みするのかなと実は思ったのですよね。そうしたら、海洋センターは一体どうなのかなと思ったわけなのですが、なぜここは消費税を転嫁せずにほかはしているのかというのはなかなか市民にはわかりづらいのではないかなと思うわけです。先ほど市長がご答弁になっていた健康増進のためとかというのなら、弓道場とかテニスコートというのは今当たり前のようにここの条例で改正になっていますし、なぜ総合体育館と海洋センターなのかなというふうには思うものですから、そこはお伺いをしたいなというふうに思います。

それから、9号の議案のほうなのですが、私もちょっと調べていくと、再任用でも常勤というのとハーフタイムというのか、常勤ではない人もいるようですね。砂川の場合は、

希望があれば全員常勤というような形で今後していこうとしているのかどうかなのですが、25年、26年は61歳で1年間の再任用期間ということらしいのですけれども、それから先は2年、3年、4年、5年というふうになっていくわけです。当然職員も退職して無年金のときが来るとすれば、やっぱり何らかの形で対応されないと大変なことになってしまうというのはよくわかるのですけれども、常勤で再任用の場合は定数に含まれるということも聞いたのですけれども、この辺は今その形でいいのかどうかですね。仮にもしそうなってくると、例えば25年で4名、でも労務の方は再任用にはならないようなのです。26年で4名、27年で7名、1年ずつならどんどん、どんどん1年ごとに再任用の人がいなくなるという可能性はあるのですけれども、そのうち3年、4年、5年というふうになっていけば再任用の方が5年間ずっといて、しかも今のお話だと7級から4級までの間は1級を減じてという話ですから、部長クラスの人が課長クラスになってずっといるという可能性が出てくるのかなというふうに思うのです。仕事がやりやすい、やりにくいというのは職場の事情だから僕の関心のもとではないのですけれども、ただかなり定数ぎりぎりです。今砂川市はやっていると思うものですから、上の人たちが本当だったらやめていくのにやめないでそのまんま、あるいは1級、2級下がって課長、係長クラスとかでいるという状態がこれから起こってくると思うのです。そうなったときに、若い人たちが入ってくるというところがちょっと妨げになってくるのではないかなというふうに私は心配するのですけれども、その辺のところはどういうふうにお考えになって今後この再任用制度を運用されていこうとしているのかお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 体育館の関係のご質問でございます。今改築をしてございまして、電気もLEDにするということで、担当のほうでは単純に消費税を転嫁して出したいと。いや、ちょっと待てと、一回上げて次の年に計算してみたら直接経費が落ちていたと。また下げます、そんなことには単純にならないだろうと。そういう論議でいえば済んだのでしょけれども、もともと料金の決定方式を決めたのは当時私ですけれども、いわゆる直接経費を利用者の料金で賄う、だけれどもそれはいつまでたっても追いつく分野ではないと、上げていくことによって一定の限界が来るだろうと。上げ過ぎると利用者が減る、その限界点は恐らく前回の料金改定のときはかなり内部で論議して、これで使用料落ちるようだったら料金改定はまずかったのだぞと、そこをちゃんと検証して上げてくれというのでもございますから、私は正直に今ある程度のところに来ているのではないかと。それも体育館は不特定多数の人が使うところだと、一定の団体ではなくて。だから、それらの両方を加味した考え方なのですけれども、言い方は先ほどは簡単にいわゆる健康のためと言いましたけれども、LED化することによって全面改修しますので、恐らく直接経費が落ちてくるのではないかと。単純に今上げて、次の年下げましたなんていうことは避けなさいと。それはおいておいて、それらも計算しながら先ほど言った私の限

界点というのがある程度、どこというのはやってみなければわからないところはあるのですが、私は前回の改定はかなり恐らく厳しいところに、使っている人の声を聞いていると知っているのではないかと。それらも検証しながらやってもいいのではないかと。少なくとも単純に机上だけで上げて、よく考えたら次の年落とします、そんなばかなことはできないだろうというのが私の考え方でございます。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 私のほうから議案第9号につきましてご答弁をさせていただきます。

1点目にありました常勤なのかという部分についてでありますけれども、再任用制度につきましては14年に条例を施行いたしまして、その後議員おっしゃられたとおり1名の方が再任用されたという状況だけで推移をしているところでございます。当時の議論の中では、当面はフルタイムの2分の1の短期勤務ということで想定をしていたところでございますけれども、今回の改正にあわせましていろいろ先行しております他市の状況を見た中では、短時間勤務でありますとやはり業務の継続性が図れない、例えば短時間勤務ですので、午前中の勤務ですとか午後の勤務、あるいは1日置いた勤務等になりますとなかなかその業務の継続性が図れない、例えば市民対応におきましてもきょうは出てきていますけれども、あす休みということにもなかなかならないという、それらも判断をいたしまして、今回の改正に伴いまして方針といたしましては常時勤務をする職員という形の中で決定をしたところであります。常時勤務をするということで再任用を希望された職員につきましては再任用していくという、そのような考え方になっているところでございます。

それに伴いまして定数の部分につきましては、こちらについては定数に含まれるという状況になるところでございます。ですので、なかなかお話ありましており新規採用についても影響が出ますけれども、今回の制度が始まりまして何年かの間は再任用の期間も1年、2年と短いですので、そのときにまた退職という形になりますので、それらについての採用は図られてくるかと思っておりますけれども、将来的にこれらの制度が続いたときにはかなりの人数の方が再任用という状況になるところでございますので、そちらにつきましては新規採用に影響も及ぼすということも考えられますけれども、基本的には現行の考え方といたしましては例えば今回退職された方が再任用になりますと給与は減額になります。減額になる分ともう一名新規採用した方の給与を計算いたしまして、その再任用の給与と新規採用した職員の給与がその分として見合うものであれば、その方の定年時の給与より低い金額になる場合につきましてはできるだけ新規採用を図っていきいたいというふうに考えているところでございます。ですけれども、課題となりますのは定数の部分でありますので、人員配置につきましてはその時点における業務等を見ながら職員採用をしている現状がありますので、定年退職者が1名いるから必ず1名採用するという現状の中ではありません。その年度ごとの業務の内容を見ながら職員採用を図っているところでございま

すので、それを見ながらできるだけ新規採用を図っていかなければ組織としてのバランスもとれないものと考えるところでございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 市長のお話は、お気持ちはわかりました。LEDやいろんなことになってこれからは、総合体育館の話ですね、海洋センターはまた委員会に聞きましょうか、直接経費が下がっていくのではないかと、だから使用料の引き下げを考えていたというお答えですね。ただ、消費税に関して確認なのですけれども、下げたとしても8%はこの使用料の中に含まれているというふうに考えていいのかなのです。総合体育館あるいは海洋センターは、5%の消費税のまんまで使用料が据え置かれているということになると思うのです。今現在の状況ですよ。体育館は今使われていないですけれども、仮の話として。だけれども、消費税はあくまでもこれから3%上がっていくわけですから、ここは8%は8%なのだという、例えば今の料金の体系の中で消費税分って幾らですかと言われたときに、そこが5%のまんまだったら僕おかしいと思うのです。結果的には、全体の経費、使用料、市が取ろうとしている部分を下げたというふうなお答えになっていかないと、片一方は5%のまんま、片一方は8%に上がった、これこそ筋道が通らないのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺の確認をさせていただきたいのが今の消費税の関係です。

それから、9号の再任用の関係ですけれども、本当にこれ以上とやかくの話ではないのですけれども、かなり砂川市役所の職場がこれから高齢化になりながら進んでいくというような状況が見られていくのかなと。それは、4人、4人、7人、3人と、この辺の部分が結構ボリュームがあって、29年になると1名ということですから、たださっきも部長おっしゃったように今度は3年から4年というふうに再任用の期間が長くなりますから、やっぱり当然新しい血が循環していくというようなことが少なくなってくる可能性があるのかなと。よく今まで言われていたことが、財政再建のときでも少し職員の採用控えたらどうだという話の中で、年代層でドーナツ化現象が起こって将来的に困るのだというお話をよく聞かされたのですけれども、下手するとこの再任用の制度がドーナツ化ということになりはしないのかなというような気もしないでもないのですけれども、この辺のことについてもう一回だけ基本的な再任用制度の関係についてお伺いをしたいと思います。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 初めに、消費税の関係になります。総合体育館、海洋センターの使用料が税率改正の今回の部分になかったということにつきましては、議員おっしゃられるとおり基本的な計算上の単価が下がって8%課税になってこの価格据え置きという、そのような考え方をしなければなかなか物事としては統一性はとれないという、その考え方でよろしいかと思えます。そのように考えているところでございます。

9号のドーナツ化という部分になります。こちらにつきましては、先ほどもご答弁差し

上げましたとおりかなり後年次にわたりまして職員が、今の年齢構成上もあるのですけれども、今50代前半に職員がかなり多い状況になっていますので、そちらにつきましては大きな課題になってくるのかなというふうに思っています。現状といたしましては、ここ数年は余り退職者がおりませんが、今試算をしているところでは平成35年度には25名が対象になるというような状況になるときもあります。それらについても十分配慮しながら、考えながらどのような形の人員の採用等もしていかなければならないのか、人事院勧告では定年の延長という話も今出ている状況もあります。こちらにつきましては、23年度に人事院が定年制の延長というものを申し出しておりますけれども、その中では現状といたしましてはなかなか現行、民間を考えますとそういう状況ではないということでそれらについては見送られておりますけれども、今年度の人事院勧告におきましてもそのようなことで報告をされているところがございますので、こちらも見据えながら今後の人事管理を行っていかねばならないと考えているところがございます。

○議長 東 英男君 他にご発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第7号、第9号、第11号、第14号、第15号、第6号、第8号、第10号及び第13号の一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第1号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号の総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております15議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◎休会の件について

○議長 東 英男君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

◎散会宣告

○議長 東 英男君 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
本日はこれで散会いたします。

散会 午後 2時36分